

青少年健全育成や心の育ちを支援する方策について

弁護士 小川威亜

1 少年審判での付添人活動を通じて感じること

(1) 全体的な傾向

付添人活動を行っていて、北九州市の少年事件が増えているという印象はありません。第9回の会議資料を見ても、その印象は正しいと思われます。少年が逮捕されたり、鑑別所へ送られなければ、弁護士の目にとまることはありませんので、逮捕されるほどではない非行については何とも言えません。ただし、逮捕されるほどではない非行だけが増えるということも不自然ですので、全体として非行が増加していることはないと思われます。

北九州市の非行事件の質については、福岡市と北九州市の両方で審判にたずさわった方から、北九州市の少年たちの非行の程度は、福岡市に比べて進んでいないが、家庭環境が悪い印象があるという意見を聞いたことがあります。

(2) 非行の原因について

少年の非行の原因は、第一に家庭環境にあると感じています。その次が友人関係などによる悪影響だと感じますが、これも家庭環境の問題が根本にあって、友人などからの誘いは最終的な引き金に過ぎないケースが多いという印象です。つまり、ほとんどのケースの原因は家庭環境にあると思われます。

問題のある家庭に関して目につくのが、経済的な困窮です。保護者が経済的な問題（過重な残業、多重債務など）に追われていて、子どもたちとの意思疎通などに時間をあてる余裕がない家庭が多いと感じます。経済的困窮から被害弁償が困難であったり、仕事に追われて鑑別所へ少年との面会に行くことがなかなかできない保護者もいます。「更生は本人次第」という姿勢の保護者も、多くは子どもたちの相手をする余裕がないケースだと思われます。

(3) 家庭の観護能力を補うものがない

家庭環境に問題が存在していても、地域がそれを補うことはできていません。

まず、保護者から地域に相談できる人がいるという話を聞いた経験はありません。また、祖父母などの親戚とも疎遠になっていて相談できないケースをよく経験します。

結果として、学校の役割が大きくならざるを得ないと思われます。しかし、学校による指導も失われてきていると感じます。私立高校では、逮捕されるような非行事件を起こすと、ほぼ100%自主退学に追い込まれます。また、公立高校でも自主退学に追い込まれたケースを経験しています。

他方、中学校の先生方では、熱心に指導して下さる方に何度か出会っています。個々人の先生方の熱意に加えて、制度として家庭の観護能力を補うシステムを構築できればと思います。

2 子どもの権利委員会の活動を通じて感じること

(1) 虐待問題を抱えている家庭について

虐待を受けている児童・少年を救うには、その家庭ごと救うことが一番良いと強く感じます。虐待問題があるからといって、短絡的に親子を分離してしまうと、親子関係が壊れてしまい再統合が困難になります。虐待の程度が重大で、親子関係が壊れてもやむを得ない場合を除いて、親子関係を維持することは、子どもの福祉のためには重要な意味を持つので、親子を一体的に支援する必要があります。

また、虐待の事案と非行の事案は連続性を持っていると強く感じます。経験上、虐待を受けた児童は非行に走りやすいと言えますし、非行少年が家庭を持った場合に、虐待問題が発生しやすい傾向も認められると思います。したがって、非行少年の家庭と同じく、虐待問題を抱えている家庭にも格差問題が影を落としてると言えると思います。

(2) 子ども総合センター

毎月一回、子どもの権利委員会とセンター職員の方とで、意見交換と法律研修を行っています。それを通じて、センターの職員の方々が努力されている姿を目にしています。今後とも、センターが、継続して積極的な活動ができるように、予算面や人員面でバックアップされることを切望します。

3 青少年健全育成の方策について

最も重要なのは、低下した家庭の観護能力と地域の観護能力を回復させることだと思います。しかし、これには特効薬は無いと思われますので、短期的には、行政が主導的役割を担って、学校や子ども総合センターの体制を拡充して家庭と地域を支える必要があると考えます。

以 上